

奈良県告示第四百四十五号

次に掲げる印は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

一 昭和五十三年十二月奈良県告示第五百十七号で告示した奈良公園管理事務所印及び奈良公園管理事務所長印

二 平成二十年三月奈良県告示第四百七十一号で告示した国際観光課長印、医療管理課長印、風致景観課長印及び自然環境課長印

三 平成二十三年三月奈良県告示第四百八十一号で告示した東アジア連携課長印

四 平成二十五年三月奈良県告示第三百八十六号で告示した観光振興課長印及び県立病院法人化準備室長印

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾